長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」 整備、運用及び維持管理事業

基本協定書(案)

平成 14年 12月 11日

長 岡 市

長岡市(以下「市」という。)並びに[代表者名]、[構成員名]は、市の「長岡市高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用及び維持管理事業(以下、「本事業」という。)に関する優先交渉権者の選定を確認し、市と事業者(以下で定義する)との間における事業契約(以下で定義する)の締結に至る本事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めるために、本協定を締結する。

第1条 定義

- 1 本協定において用いられる語句は、本文中において特に別途定義されるものを除き、以下 に定める意味を有するものとする。
 - ア 第一次募集要項とは、市が平成14年9月20日付で公表した第一次募集要項をいう。
 - イ 第二次募集要項とは、市が平成14年12月11日付で公表した第二次募集要項をいう。
 - ウ 募集要項とは、第一次募集要項と第二次募集要項を合わせたものをいう。
 - エ 要求性能基準書とは、市が平成14年9月20日付で公表した要求性能基準書をいう。
 - オ 事業契約書(案)とは、市が平成14年12月11日付で公表した事業契約書(案)をいう。
 - カ 募集要項等とは、募集要項及びその別添資料をいう。
 - キ 本件提案とは、募集要項に基づき優先交渉権者(以下で定義する)が平成15年*月*日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
 - ク 事業契約とは、本事業実施に関し、市と事業者との間で締結される事業契約をいう。
 - ケ本件施設とは、事業者が本事業を遂行するために建設する施設をいう。
 - コ 事業者とは、事業契約を市と締結し、事業を実施する特別目的会社をいう。

第2条 基本的合意

- 1 市は、[代表者名](以下、代表者という。)、[構成員名](以下、これらのものを構成員という。)を、本事業に関する優先交渉権者として選定したことを確認する。以下、これらの者を優先交渉権者と総称する。
- 2 優先交渉権者は、本事業を実施する民間事業者の選定手続において、市が募集要項等に提示した条件(以下、「提示条件」という。)を遵守のうえ市に対して本件提案を行ったものであることを確認する。
- 3 優先交渉権者は、本件提案の一部が提示条件に合致しない場合には提示条件の内容が優先 すること、及び本件提案の内容が提示条件に合致するか否かについては市がその裁量によ りこれを判断すること、を確認する。
- 4 優先交渉権者は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすものとし、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。

第3条 事業契約についての協議

- 1 事業契約は、募集要項等において提示した業務につき、提示条件を遵守のうえ、要求水準 書の規定を満たすサービスを提供することを目的として、事業契約書(案)に従い、本件提 案に基づき、市と優先交渉権者との間で協議のうえ、締結されるものとする。
- 2 市及び優先交渉権者は、提示条件及び本件提案に基づき、別紙1に示すスケジュールに従い、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 3 優先交渉権者は、本協定締結後、平成 15 年*月*日までに、要求性能基準書及び第二次 提案書の内容に従って、特定事業施設の設計・建設、維持管理及び運営に関する仕様書を 作成し、市に提出すること。
- 4 市が、本件提案の一部につき、提示条件に合致しないことが明らかな場合には、優先交渉 権者に対し、本件提案の該当事項を特定し、その根拠の要旨を付して書面により通知する。 この場合、優先交渉権者は、当該事項を提示条件に合致させるよう、市と協議する。当該 協議により、本件提案の一部を提示条件に合致させることにより追加費用が生じた場合に は、優先交渉権者の負担とする。
- 5 市及び優先交渉権者は、事業契約に関し、提示条件及び本件提案によっても不確定な事項 については、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして協議するものと する。
- 6 市及び優先交渉権者は、事業契約につき、平成 15 年*月*日までに締結することを目途 とし、協議するものとする。

注:第3項でいう仕様書とは、別添資料3:契約書(案)の 事業契約(案)の第6条で規定する仕様書のことをいう。

第4条 市議会との関係

1 市は、事業契約を締結するためには地方自治法第214条に基づき市議会において債務負担 行為の設定に関する予算の議決を得る必要があることに鑑み、事業契約の締結について、 市議会の十分な理解を得るための努力をするものとする。

第5条 特別目的会社の設立

- 1 優先交渉権者は、遅くとも事業契約の締結日までに、特定事業【及び付帯事業】を遂行するための特別目的会社を商法に定める株式会社として設立するものとする。
- 2 特別目的会社は、特定事業【及び付帯事業】の実施のみを目的とした法人である旨を定款 に明記する。また、創立総会の開催後、当該定款及び関係資料を市に提出する。

- 3 特別目的会社は、創立総会又は株主総会において、取締役、監査役及び(「事業者」が監査特例法上の大会社に該当するか否かに関らず)会計監査人を選任するものとし、その選任後、速やかにこれを市に通知する。またその後、取締役、監査役または会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。
- 4 特別目的会社の本店所在地は、新潟県長岡市とする。

第6条 資金調達協力義務

1 優先交渉権者は、市に提出した本件提案中の資金計画に従い、事業者の株式を引き受け、 事業者への出資者を募り、事業者による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力 するものとする。

第7条 特別目的会社への出資者

- 1 優先交渉権者は、第5条の規定により特別目的会社を設立するにあたり、別紙2に株主として記載された各出資者をして、特別目的会社の株式の引き受け及び払込みをなさしめるものとする。
- 2 代表者は、必ず特別目的会社の株式を引き受けなければならない。
- 3 代表者は、第1項により自己以外の出資者が負う払込義務を保証するものとし、いずれかの出資者が第1項の金額の株式を引き受けず、または払い込みを行わないときは、当該出資者に代わり、当該出資者と同額の特別目的会社の株式の引受けまたは払込みを行うものとする。

第8条 事業契約の不成立

1 市と事業者が事業契約の締結に至らなかったときにおいて、既に市と優先交渉権者が本事 業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとする。

第9条 秘密保持

1 市と優先交渉権者は、本協定に関する情報を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと、及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達のために開示を必要とする場合、及び市が情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第10条 準拠法及び裁判管轄

1 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の

専属管轄権は、新潟地方裁判所長岡支部に属するものとする。

以上を証するため、本協定書*通を作成し、市ならびに優先交渉権者の代表者及び各構成員は、 それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成15年*月*日

長岡市

優先交渉権者代表者

優先交渉権者構成員1

優先交渉権者構成員2

優先交渉権者構成員3

【別紙1】

市と PFI 事業者の事業契約締結までの予定は次の通りである。

(優先交渉者選定後) 基本協定書

(市と PFI 事業者の交渉後) 事業契約書 (仮契約)

施設整備に係る事項 土地使用貸借に係る事項 施設維持管理に係る事項 事業運営に係る事項 その他、必要な事項

(市議会の議決後) 事業契約書

施設整備に係る事項 土地使用貸借に係る事項 施設維持管理に係る事項 事業運営に係る事項 その他、必要な事項

平成 15 年*月 基本協定の締結 平成 15 年*月 仮契約の締結

契約議案の議会への付議、事業契約の締結

【別紙2】(設立時の株主の名、住所、代表者を記載した一覧表添付記載)